

報告第3号

専決処分の報告について（損害賠償額の決定：生涯学習課）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年3月3日報告

小松島市長 濱 田 保 徳

損害賠償額の決定について

市有施設の管理の瑕疵に基づく物損事故に関し、市の義務に属する損害賠償額を次のとおり決定する。

損害賠償額	143,000円
相手方	小松島市金磯町在住の女性
事故発生年月日	令和元年11月28日
事故発生場所	小松島市坂野町字根上り

事故の概要

坂野運動広場の可動式ネットの下部を固定する部品が腐食等により機能しなくなっていたところ、相手方車両が事故発生場所を通過しようとした際、突風により舞い上がったネットが車体に巻き付き、ドアミラー等を破損したものの。

令和2年2月3日 専決第1号

小松島市長 濱田 保徳